



2024年度「大綱」、提示される！③

28号からの「大綱」の続きです。

令和6年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について

V 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正

1 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例を次のとおり改正する。

(1)対象者

教職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、給料月額が減額されることとなる教職員のうち、特定日前日までの間において特定日前日における給料の月額よりも多い給料の月額を支給されていた教職員

(2)退職手当の基本額の計算方法

退職手当の基本額は、次に定める額の合計とする。

ア 特定日前日までの間において支給を受けていた給料の月額のうち、最も多いもの(以下「特定減額前の給料の月額」という。)に現に退職した理由と同一の理由及び特定減額前の給料の月額の支給を受けていた日までの勤続期間に応じた支給割合(以下「特定減額前支給割合」という。)を乗じて得た額

イ 特定日前日における給料の月額に現に退職した理由と同一の理由及び特定日前日までの勤続期間に応じた割合(以下「7割措置前支給割合」という。)から特定減額前支給割合を控除して得た支給割合を乗じて得た額

ウ 退職日における給料の月額に退職した理由及び退職の日までの勤続期間に応じた支給割合から7割措置前支給割合を控除して得た支給割合を乗じて得た額

(3)実施時期

令和7年1月1日



当局と交渉を重ねる組合執行部

VI 育児を行う教職員の時間外勤務等の制限の改正

1 改正内容

対象となる子の範囲を次のとおり改正する。

2 実施時期

令和7年4月1日とする。

現行	改正後
3歳に満たない子	小学校就学の始期に達するまでの子

VII 子育て部分休暇の新設

1 休暇の内容

(1)取得要件

教職員が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2)承認の期間

1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行う。

(3)給与の取扱い 子育て部分休暇を承認され勤務しなかった時間については、その勤務しない1時間につき、その者の勤務1時間あたりの給与額を減額する。

(4)昇給の取扱い 昇給区分の決定に当たっては、子育て部分休暇を承認され勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととする考えで、人事委員会と協議する。

(5)勤勉手当における勤務期間の算定方法 子育て部分休暇を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間は、勤務期間から除算しないこととする。

2 会計年度任用職員の取扱い 会計年度任用職員については、適用しない。

3 実施時期 令和7年4月1日とする。

「大綱」のつづきは NO.30 へ